

## 西宮市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市長は、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、多職種協働による在宅医療・介護の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護の提供および在宅看取りを推進するため、西宮市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「メディカルケアネット西宮」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 メディカルケアネット西宮の所掌事務は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることとする。

- (1) 在宅医療・介護の連携及び推進に関すること。
- (2) 在宅看取りの推進に関すること。
- (3) 多職種のネットワーク化に関すること。
- (4) その他設置目的に関し市長が必要と認めること。

### (委員の定数及び選任)

第3条 メディカルケアネット西宮の委員の定数は、30人以内とし、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 在宅ケアを支援する医療・看護・介護等関係機関を代表する者
- (2) 西宮市介護保険事業計画に掲げる医療介護連携圏域（以下「圏域」という。）を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長各1名を置き、互選によりこれを定める。

2 会長はメディカルケアネット西宮を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 メディカルケアネット西宮では、定例会、勉強会及び中央、鳴尾、瓦木、甲東・甲陽園、塩瀬・山口の5圏域で事例検討会を行う他、必要に応じて会長が召集する。
- 2 会議の運営について必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

(謝金)

- 第7条 協議会の委員の謝金は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償条例(昭和31年西宮市条例第19号)を準用し、当該条例別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。ただし、常勤の地方公務員の職にある者には支給しない。

(ワーキング部会)

- 第8条 会長は、必要に応じてメディカルケアネット西宮にワーキング部会を置くことができる。
- 2 ワーキング部会は、第2条の所掌事務のうち会長が指示する事項について、調査、研究、施策の推進等を行う。
- 3 ワーキング部会は、部会員をもって組織する。

(意見の聴取)

- 第9条 会議またはワーキング部会(以下「会議等」という。)において必要があると認めるときは、委員または部会員以外の者に会議等への出席を求め、意見を聴くことができる。

(市の情報提供)

- 第10条 市は、メディカルケアネット西宮がその任務を遂行するために必要な情報を提供しなければならない。ただし、その情報が、西宮市情報公開条例(昭和62年西宮市条例第22号)第6条に該当するものである場合には、この限りではない。

(秘密の保持)

- 第11条 委員は職務上知ることができた個人の情報、その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第12条 メディカルケアネット西宮の庶務は、健康福祉局福祉総括室福祉のまちづくり課において行う。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるものの他、メディカルケアネット西宮の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より改正して施行する。